

23 国 際 第 8 4 号
平成 23 年 4 月 21 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっており、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今後も、別添「諸外国・地域の規制措置」にありますように、各国からの要請に基づいて輸出証明書の発行が必要と考えられますので、可能な限り、事務手続きの簡素化を目指し、輸出証明書様式を一般化して、各国共通の様式になるよう協議を進めて参ります。

様式が決まり次第、速やかに各都道府県にお知らせしますので、今後も輸出証明書発行にご協力をいただくようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、今般、欧州自由貿易連合(以下「EFTA」という。)加盟国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びスイス）及びシンガポールについて、下記の通り輸出証明書の取り扱いが決まりましたので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

1. EFTA 加盟国

EFTA 加盟国のうち、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びスイス(アイスランドについては確認中)については、我が国から EFTA 加盟国へ輸出される食品に対して、EU と同じ規則が適用され、我が国の当局が発行する証明書の添付が必要であることが判明しました。

このため、「EU 向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 27 日付 22 国際第 1144 号農林水産省大臣官房総括審議官(国際)通知)に記載されている通り、当分の間、EU と同様の証明書の発行をお願いいたします。

なお、EFTA 加盟国のうち、リヒテンシュタイン及びスイスにおいては、EU と異なり、タバコ及び播種用の種が規制の対象となりますので、ご注意願います。

2. シンガポール

シンガポールについては、4月22日より我が国からシンガポールへ輸出される食品に対して、我が国の当局が発行する証明書の添付を求めています。

このため、別紙の通り証明書の発行条件及び手続を定めましたので、当分の間、各都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。以下同じ。）による証明書の発行をお願いいたします。

なお、水産物については別途、水産庁において証明書を発行することとしております。